

白馬村監査委員告示第1号

平成30年1月11日付けで、地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表します。

平成30年 3月 9日

白馬村代表監査委員 松 沢 晶 二

白馬村監査委員 松 本 喜 美 人

白馬村長及び職員措置請求に関する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 (略)

氏 名 (略)

住 所 (略)

氏 名 (略)

2 請求書の提出

平成 30 年 1 月 11 日

3 請求の要旨（以下、原文のとおり記載）

白馬村長に関する措置請求の要旨

新リサイクルセンターをめぐる事件の発端は、村が昭和 58 年（1983 年）7 月 1 日に地権者と締結した「土地賃貸借契約書」〔事実証明 1〕に遡る。

村は、89 名の本来の地権者〔事実証明 2〕の承認を得られていないのに、平成 28 年（2016 年）度までの 33 年間に、総額 196,904,400 円の賃貸料を地権者に支払った。この結果村の財務会計に多大な損害を与えた。この事実は長と職員の「違法若しくは不当な公金の支出」を禁ずる「地方自治法」第 242 条、第 1 項に違反する。

よって、この違法に支払った賃貸料を、村長が村に返還するように措置することを請求する。

※事実証明書の記載は省略する。

4 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の制度は、本村の住民が、本村の職員等による個別具体的に特定された財務会計上の違法・不当または怠る行為が主観的に思科されるだけでなく、具体的な理由があると認めるとき、これらを証する書面を添え監査委員に対して監査を求め、違法・不当または怠る行為を予防し是正する制度である。そして、その事実によって、本村の被った損害を補填するために必要な措置を求め、行財政の適正な運営を確保し、もって住民全体の利益を擁護することを目的とするものである。

従って、住民監査請求は、本村に財産的損失を与える恐れがない財務会計上の行為については、住民監査請求の対象となる行為には該当しない。

請求事案につき、形式審査及び実質審査、請求の適格性に関する要件審査を実施した。昭和 58 年 7 月 1 日に、賃貸人（甲）「地権者 12 名」と賃借人（乙）「白馬村」間で、ごみ処理施設及び運動施設用地を使用目的とした「土地賃貸借契約」が締結

された。本来ならば「89名の共有地」に借地借家法の適用のある「土地賃貸借契約」を締結するには共有者全員の同意が必要であるが、賃貸人（甲）「地権者12名」が共有地の実質地権者であることは、昭和48年3月8日付贈与証書及び昭和58年10月5日付念書からも明らかである。

白馬山麓清掃センター（ごみ処理施設）は、昭和58年7月～昭和60年3月に建設され、今日に至るまで白馬・小谷両村の環境衛生施設として十分に役割を果たしており、「土地賃貸借契約」締結並びに白馬山麓清掃センター建設から30余年経過しているが、登記簿上の名義人（相続人）から何らの異議、権利の主張も出ていない現況である。また、今後、地権者側にて裁判手続きを経て、登記名義を集約することも確認されている。

よって、実質地権者への賃借料の支払は「地方自治法」第242条、第1項の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たらず、村の財務会計に財産的損失を与えるものではない。

また、最高裁一小法廷の平成6年9月8日判決（平成6年（行ツ）第97号）は、「たとえ違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体に損害をもたらすような関係にない行為を、住民監査請求の対象には該当しない。」としている事例もある。

以上のことから、地方自治法第242条の住民監査請求の要件を満たしていないため、本件の請求は不適法であるので却下する。